

廃止されたわがまち特例（記載の取得時期以外に取得された場合は特例対象にはなりません）

対象資産・税目		取得時期	所沢市の特例割合 特例適用期間	根拠法令・条項	対象となる具体的な資産の例
保育 関連 事業	企業主導型保育事業に係る固定資産 ・固定資産税 (土地・家屋・償却資産) ・都市計画税 (土地・家屋)	平成29年4月1日から令和5年3月31日まで	2分の1 (課税標準の特例措置) 適用された年度から5年度分	・地方税法附則第15条第32項 ・所沢市税条例附則第10条の3第21項	特定事業所内保育施設に供する施設の土地、家屋、償却資産 ※ただし、子ども・子育て支援新制度に基づく政府の補助を受けて整備運営しているものに限定されます。